



2020年9月16日

各 位

会 社 名 株式会社関門海
代表者名 代表取締役社長 山口久美子
(コード番号：3372 東証第二部)
問合せ先 経営支援本部部長 岩本匡史
電話番号 06-6578-0029

新株予約権の放棄による消滅及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員及び役員を対象として2016年7月13日に割当てを行った第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に関して、本新株予約権者からの放棄を受入れ、消滅させることを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 新株予約権放棄の内容

当社は、2016年7月13日に本新株予約権を従業員及び役員を対象として発行しましたが、その発行目的は、「当社が取り組む売上高増加及び収益体質の更なる確立、かつ、新たな施策である新商品開発、インバウンド戦略、アウトバウンド戦略が円滑に進み、当社の経営目標を達成し、企業価値を向上させる意欲や士気を高めること」でありました。

しかし、現在及びしばらく継続が予想される新型コロナウイルス感染症の影響により、当社を巡る外部環境は一変し、前期及び当第一四半期における損失拡大等により、本新株予約権の発行時に想定していた経営基盤が毀損し、本新株予約権のインセンティブ政策としての目的は達せられない見込みが生じました。

このような中、一旦、本新株予約権に基づくインセンティブ政策を解消し、今後、新たな事業計画を策定し、それに沿ったインセンティブ政策を構築する必要があると考えました。

その一方で、本決議前日の当社株価終値が行使価格（292円）を上回っていることから、本新株予約権者の利益を一方的に奪うことができないことから、上記趣旨を本新株予約権者に伝達した上で、本新株予約権を放棄する申出があった場合にのみ、その申出を会社として承諾することといたしました。

その結果、本新株予約権は73名のうち45名、新株予約権数5,340個（534,000株）のうち4,715個（471,500株）を、放棄により消滅することといたしました。

2. 今後の見通し

本件による第33期(2021年3月期)の業績への影響といたしまして、新株予約権を取り崩すことにより、471千円が新株予約権戻入益として特別利益に計上することとなります。また、今後他の要因も含めまして業績予想の修正が必要とされる場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上